

(民生児童委員・人権擁護委員向け)

DV (ドメスティック・バイオレンス) の防止及び被害者の保護について

DV(ドメスティック・バイオレンス)について知っていますか？

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、夫婦間、恋人間だけの個人的な問題ではなく、社会的な問題としてとらえる必要があります。

このリーフレットは、DV被害者を支える身近な相談員として地域に根ざした活動をされている方々に、DVについての理解を深めていただくために作成しています。

愛 媛 県